

指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所 在 地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制		<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所 在 地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容		<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p>
指定期間		平成27年4月1日～令和2年3月31日

2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント

1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】

(1) 施設の設置目的である事業運営の達成

【評価のポイント】

- ① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。
- ② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。

【所見】

- ・利用者の高齢化に対応されていて、多様なグループの利用促進や丁寧な説明・案内に取組まれている。
- ・地域の活動拠点として利用されており、設置目的に沿った成果が得られている。

【改善項目】

特になし。

(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況

【評価のポイント】

- ① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。

【所見】

- ・多世代の利用者を意識しつつ、コミュニティ活動の場として施設が有効活用されている。
- ・高齢者の健康維持につながっている。

【改善項目】

特になし。

(3) 利用者の満足度

【評価のポイント】

- ① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。
- ② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。
- ③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。

[所見]

・利用者の高齢化に対応されていて、多様なグループの利用促進や丁寧な説明・案内に取組まれている。

[改善項目]

特になし。

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。
- ② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

[所見]

予算内で効果的な支出がなされている。

[改善項目]

建物の経年劣化による修繕の必要がある場合には市所管課と相談、協議の上で実施して頂きたい。

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

(1) 管理運営の実施状況

【評価のポイント】

- ① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
- ② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
- ③ 施設の維持管理が適切に行われたか。
- ④ 指定管理者の提案による新たな取り組みは実施されたか。

[所見]

- ・人員配置について、市所管課と協議する必要がある。
- ・当館の老朽化に対して、その都度対応している。

[改善項目]

特になし。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

- ① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。
- ② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
- ③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- ⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

日常の事故防止や防犯・防災対策など、危機・安全管理について適切に行われている。

【改善項目】

- ・情報の交流のしかたを工夫する必要がある。掲示板だけでなく、情報交流の「場」やICTを活用した情報発信など、方法の多様性を期待する。
- ・建物が老朽化していることから、事故防止等の対策を市所管課と連携する必要がある。

総 合 評 価

【所見】

- ・部屋の利用件数によると、会議室や実習工作室は減少しておらず、和室の利用も一定であることから、多様な使われ方がされている。今後も多様な世代を受け入れる環境づくりにはげてください。
- ・細やか、丁寧な対応が随所で見られており、利用者も気持ちよく当館を利用されている。

【改善項目】

新型コロナウイルス感染症の影響による貸館使用料の還付について、手続きから返金完了までに数週間程要しており、今後円滑な還付に努められたい。